

仕 様 書

I 役 務 概 要

役 務 名：久田浜宿舍受水槽給水ポンプ取替取替役務

施工場所：長崎県対馬市（対馬駐屯地 久田浜宿舍）

工 期：契約締結日から令和4年3月30日まで

役務概要：下記による。

NO	項目	数量	単位	備考
1	既設給水ポンプ撤去	2	台	
2	水槽内配管撤去	1	式	
3	屋外給水配管撤去	1	式	
4	保温材撤去	1	式	
5	給水ポンプ新設	2	台	
6	水槽内配管新設	1	式	
7	屋外給水配管新設	1	式	
8	保温材新設	1	式	
9	付帯設備	1	式	
10	受水槽内消毒清掃	1	式	

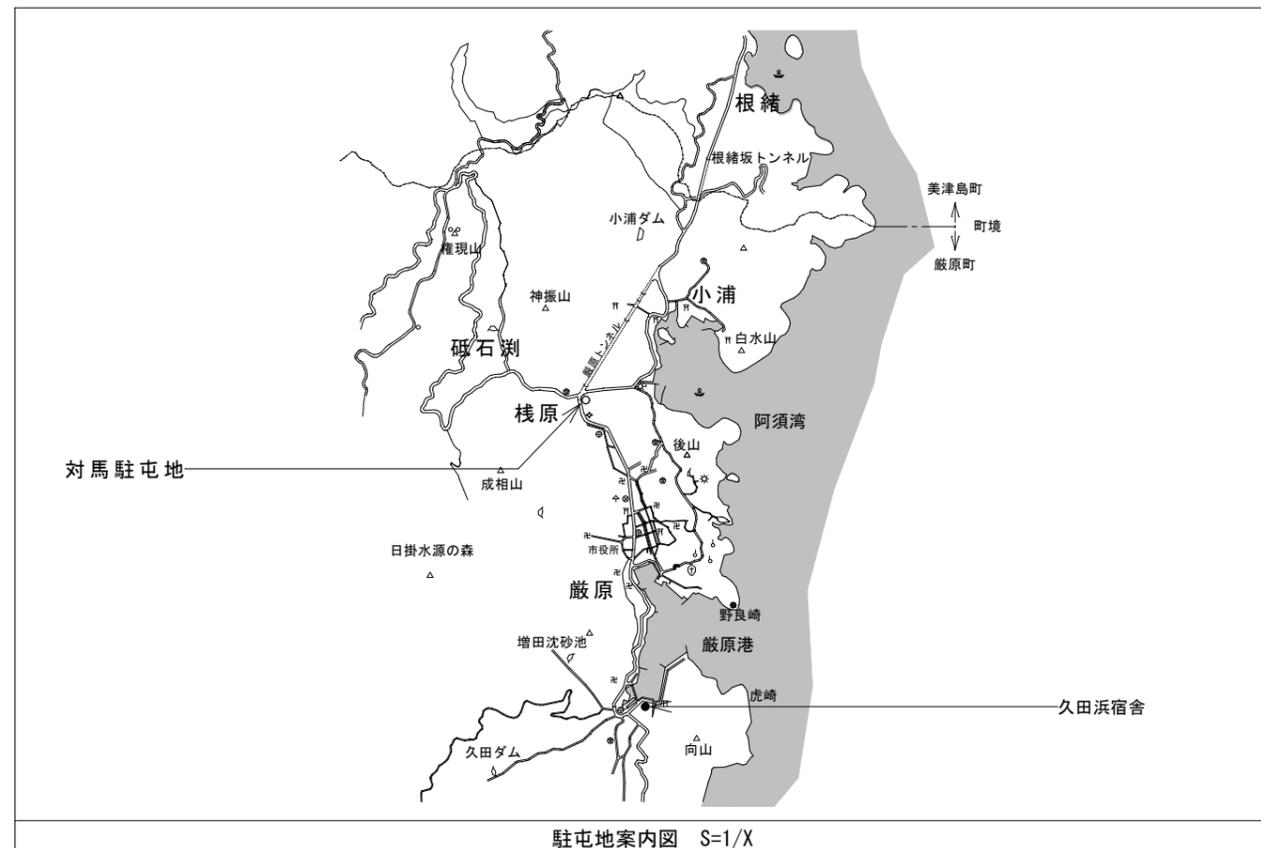
II 一 般 事 項

- 図面及び仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庁営繕監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。
- 請負者は仕様書及び図面において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、担当官と協議し、その指示に従うこと。
- 施工中における火災予防、労働安全及び既存施設等の保護には十分注意を払うものとし、汚破損した場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。
- 請負者は、契約後速やかに作業実施日を担当官と調整し、工程表等を提出すること。
- 本役務の写真は、着工前、施工中、完成時等、その他担当官の指示するところを撮影し、写真帳（A4カラー）に整理し、1部提出すること。
- 本役務では原則として、宿舍用地内の上下水、電力の使用はできない。使用する場合は、使用料を徴収する。
- 施工場所及び指定された場所以外の無断立入り及び写真撮影は禁止する。
- 本役務において産業廃棄物が発生する場合、請負者の責任において適切に処分すること。また、最終処分完了後、マニフェストE票（写）を提出すること。
- 本役務において発生材（金属屑等）が発生する場合は、担当官の指示する場所に集積し、発生材調書を提出すること。
- 請負者は現場の整理整頓、清掃を実施すること。
- 本仕様書に記載された寸法は標準寸法であり、施工に際しては、原寸等を確認し施工すること。
- 本役務に使用する材料は、再生用品を除きすべて新品とし、カタログ等を提出し担当官の検査を受け合格したものを使用すること。また、使用した材料については出荷証明書を提出すること。

III 特 記 事 項

機械設備

機 機 設 備	1. 水中ポンプ	参考型番 エバラ 40BMS262.2Aポンプ、川本ポンプ KUR3-405-2.2 新設水中ポンプについては、上記型番同等品以上とする。
	2. 配管保温	屋外新設配管については、配管保温（ガルバニウム鋼板）を実施すること。
	3. 試運転調整等	給水ポンプ取替後、試運転調整等を実施し、異常がないことを確認すること。 新設配管が漏水しないことを確認すること。



役 務 名 称	久田浜宿舍受水槽給水ポンプ取替役務	図 面 番 号	全 3 葉 の内 2
図 面 名 称	仕 様 書	縮 尺	
対馬駐屯地 対馬警備隊 後方支援隊 営繕班			令和5年1月16日